

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	下水道使用料の免除、減額又は徴収猶予	
根拠条例等・条項	堺市下水道条例第26条 堺市下水道条例施行規程第19条	
所 管 課	サービス推進部 事業サービス課、給排水設備課	
審 査 基 準	<p>1 公共下水道の使用者において、使用者本人の責めに帰さない給水装置等の破損その他事故が生じたことにより、当該使用料の一部を減額することが妥当である場合は、減額する。 水道水に係る下水道使用料の免除又は減額の取扱いについては、水道料金の免除又は減額の例による。ただし、破損個所からの漏水が地下浸透したことが明らかであると認められる場合には、漏水水量の全部を免除する。 水道水以外の水に係る下水道使用料の免除の取扱いについては、破損個所からの漏水が地下浸透したことが明らかであると認められる場合、又は堺市上下水道局水道水以外の水の使用に係る汚水排出量の認定に関する要綱（平成16年制定）第8条第1項の規定により公設メーターを取り替えた際の設置不良によって漏水した場合には、漏水水量の全部を免除する。</p> <p>2 公共下水道の使用者において、使用者本人の責めに帰さない災害等が生じたことにより、使用者が当該使用料の全部を一時に納付することが困難であるため、納期期限を延長することがやむを得ない場合は猶予する。</p> <p>（堺市下水道条例施行規程第19条） 使用料の免除、減額又は徴収猶予を申請しようとする者は、下水道使用料免除等申請書（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 堺市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道事業所管理規程第6号）第22条の規定に基づき水道料金の減額又は免除を申請した者は、前項の規定による申請をしたものとみなす。</p> <p>3 前2項の場合における使用料の免除、減額又は徴収猶予の取扱いについては、管理者が別に定める。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	漏水水量又は認定水量を確定するため、次回検針を待つ必要がある場合があるため。